

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画浅野地区地区計画を次のように変更する。

名称		浅野地区地区計画	
位置		北九州市小倉北区浅野一丁目、浅野二丁目及び浅野三丁目地内	
面積		約18.9ha	
地区計画の目標		<p>当地区は、200万都市圏の中核都市である北九州市の都心として位置付けられており、西日本総合展示場、アジア太平洋インポートマートをはじめ、民間開発によるホテル、商業ビル、オフィスビル等の整備が進められた。また、モノレール小倉線の延伸やJR小倉駅ビルの建替等交通結末機能が強化され、都市機能の強化充実が進められた。</p> <p>また、近年では北九州市漫画ミュージアムなどのサブカルチャーコンテンツを集積した施設がオープンし、今後は新球技場の建設なども計画されており、スポーツやサブカルチャーなどの新たな文化の創出の場となっている。</p> <p>こうしたことから、本市の玄関口にふさわしい都市機能の整備と良好な都市景観の形成を図ることを目標とする。</p>	
全 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全	土地利用の方針	北九州市の都心としての、業務、商業、サービス機能の導入・集積及びJR小倉駅南北の地区の回遊性の強化による魅力ある複合都市の形成を図る。	
	地区施設の整備の方針	JR小倉駅南北を結ぶ広場機能を持つ公共連絡通路を整備する。 JR小倉駅南口の歩行者空間確保のため歩行者専用通路を整備する。	
	建築物等の整備の方針	北九州市の玄関口にふさわしい都市機能の整備と良好な都市景観の形成を図るため、建築物等の用途、壁面の位置など必要な制限を行う。	
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	歩行者専用通路A	延長 約150m 面積 約5,100㎡(約900㎡の広場を含む。)
		歩行者専用通路B	幅員 約5m 延長 約150m(都市計画道路3・1・44-5号8号線に面する建築物を支える径又は幅が1.3m以内の柱及び上空高さ6m以上の部分を除く。)
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅</li> <li>2 共同住宅(1階及び2階部分を事務所、店舗その他これらに類する用途に供するものを除く。)</li> <li>3 工場(建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。)</li> <li>4 自動車教習所</li> <li>5 畜舎</li> <li>6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ただし、ゲームセンターその他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のものは除く。)</li> <li>7 カラオケボックスその他これらに類するもの(ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のものは除く。)</li> <li>8 倉庫業を営む倉庫</li> <li>9 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</li> <li>10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物</li> </ol>	

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、公益上必要な建築物については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画道路3・2・44－8号小倉駅北口線については5m以上。ただし、駅前広場を除く。</li> <li>2 都市計画道路3・4・44－59号1号線については3m以上</li> <li>3 都市計画道路3・1・44－176号浅野町線については2m以上</li> </ol>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。</li> <li>2 広告物又は看板類の形態又は意匠については、周辺の環境に調和し、優れた都市景観の形成に寄与するものとする。</li> </ol>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

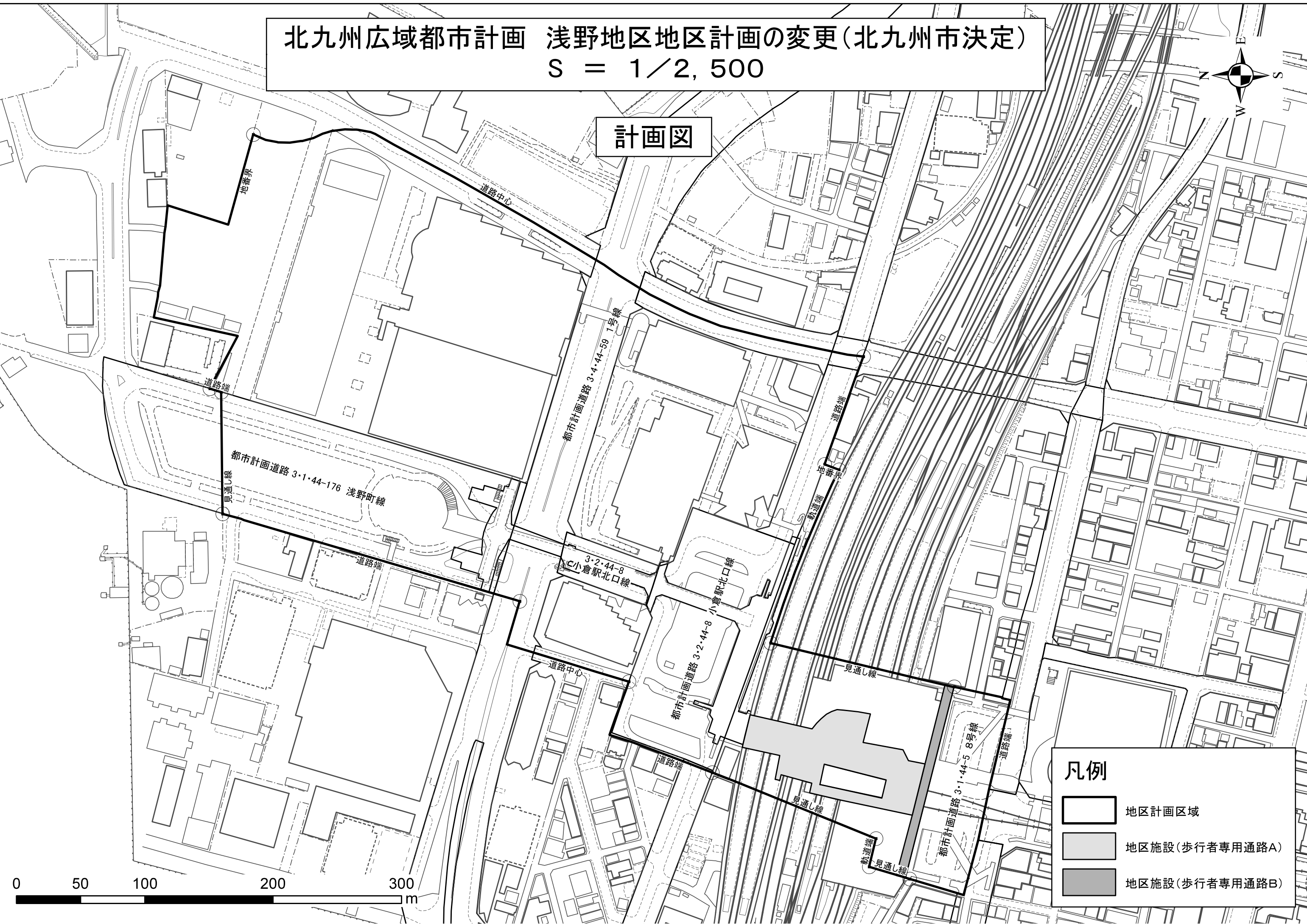
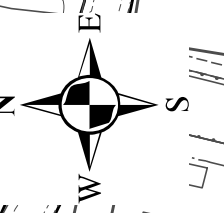
#### 理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に、「都市計画道路3・1・5号8号線」を「都市計画道路3・1・44－5号8号線」に、「都市計画道路3・2・8号小倉駅北口線」を「都市計画道路3・2・44－8号小倉駅北口線」に、「都市計画道路3・4・59号1号線」を「都市計画道路3・4・44－59号1号線」に、「都市計画道路3・1・176号浅野町線」を「都市計画道路3・1・44－176号浅野町線」に変更するものである。

当初：平成10年1月5日告示 第7号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29－2号

北九州広域都市計画 浅野地区地区計画の変更(北九州市決定)  
S = 1/2,500

計画図



- 凡例
- 地区計画区域
  - 地区施設(歩行者専用通路A)
  - 地区施設(歩行者専用通路B)